

◇上尾市立小・中学校管理規則 新旧対照表

| 改正後 (太字 改正部分) | 改正前 (改正部分) |
|--|--|
| <p>(学級編制)</p> <p>第17条 校長は、学級編制について、県教育委員会に届け出るために必要な資料を教育委員会に提出し、届け出た学級数及び学級毎の児童生徒数に基づいて学級を編制しなければならない。</p> <p>2 校長は、学級を担任する職員及び教科を担任する職員を定めて、教育委員会に報告しなければならない。</p> | <p>(学級編制)</p> <p>第17条 校長は、学級編制について、<u>県教育委員会の同意を得る</u>ために必要な資料を教育委員会に提出し、<u>同意を得た</u>学級数及び学級毎の児童生徒数に基づいて学級を編制しなければならない。</p> <p>2 校長は、学級を担任する職員及び教科を担任する職員を定めて、教育委員会に報告しなければならない。</p> |

◇学級編制に係る規定（平成24年4月1日施行分含む）

●公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号）

(学級編制の標準)

第三条 公立の義務教育諸学校の学級は、同学年の児童又は生徒で編制するものとする。ただし、当該義務教育諸学校の児童又は生徒の数が著しく少いかその他特別の事情がある場合においては、政令で定めるところにより、数学年の児童又は生徒を一学級に編制することができる。

2 各都道府県ごとの、公立の小学校又は中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）の一学級の児童又は生徒の数の基準は、次の表の上欄に掲げる学校の種類及び同表の中欄に掲げる学級編制の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数を標準として、都道府県の教育委員会が定める。ただし、都道府県の教育委員会は、当該都道府県における児童又は生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、この項本文の規定により定める数を下回る数を、当該場合に係る一学級の児童又は生徒の数の基準として定めることができる。

| 学校の種類 | 学級編制の区分 | 一学級の児童又は生徒の数 |
|----------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| 小学校 | 同学年の児童で編制する学級 | 四十人（第一学年の児童で編制する学級にあつては、三十五人） |
| | 二の学年の児童で編制する学級 | 十六人（第一学年の児童を含む学級にあつては、八人） |
| | 学校教育法第八十一条第二項及び第三項に規定する特別支援学級 | 八人 |
| 中学校（中等教育学校の前期課程を含む。） | 同学年の生徒で編制する学級 | 四十人 |
| | 二の学年の生徒で編制する学級 | 八人 |
| | 学校教育法第八十一条第二項及び第三項に規定する特別支援学級 | 八人 |

3 各都道府県ごとの、公立の特別支援学校の小学部又は中学部の一学級の児童又は生徒の数の基準は、六人（文部科学大臣が定める障害を二以上併せ有する児童又は生徒で学級を編制する場合にあつては、三人）を標準として、都道府県の教育委員会が定める。ただし、都道府県の教育委員会は、当該都道府県における児童又は生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、この項本文の規定により定める数を下回る数を、当該場合に係る一学級の児童又は生徒の数の基準として定めることができる。

(学級編制)

第四条 公立の義務教育諸学校の学級編制は、前条第二項又は第三項の規定により都道府県の教育委員会が定めた基準を標準として、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会が、当該学校の児童又は生徒の実態を考慮して行う。

(学級編制についての都道府県の教育委員会への届出)

第五条 市（特別区を含む。第八条第三号並びに第八条の二第一号及び第二号において同じ。）町村の教育委員会は、毎学年、当該市町村の設置する義務教育諸学校に係る前条の学級編制を行ったときは、遅滞なく、都道府県の教育委員会に届け出なければならない。届け出た学級編成を変更したときも、同様とする。